官報

（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕

○建築基準法施行令の一部を改正する政令（三七七）　三
○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三七八）　三
○建設業法施行令の一部を改正する政令（三七九）　四
○所得税法施行令の一部を改正する政令（三八〇）　四
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八一）　五
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（三八二）　五
○環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三八三）　五
○環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令（三八四）　五

〔条　約〕

○千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（一）　五
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業七三）　三
○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一一〇）　三

〔法規的告示〕

○小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（経済産業一六九）　三

〔その他告示〕

○千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の日本国の加入に関する件（外務四三六）　四

〔公　告〕

諸事項

官庁
　押収物還付、特別支給手続開始決定関係　四
裁判所
　破産、免責関係　四
特殊法人等
　日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　四
地方公共団体
　教育職員免許状失効関係　四
会社その他
会社決算公告　四

〔省　令〕

本号で公布された法令のあらまし

◇建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第三百七十七号）（国土交通省）

1　建築基準適合判定資格者等の登録手数料額について

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録又は登録証の訂正若しくは再交付に係る申請を、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額を定める。（第百三十六条の二の十九関係）

2　施行期日

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。（附則関係）

◇建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百七十八号）（国土交通省）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）の施行期日は、令和七年十二月十二日とする。

◇建設業法施行令の一部を改正する政令（政令第三百七十九号）（国土交通省）

1　国土交通大臣等の勧告の対象となる請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限

見積書に記載した材料費等の額について通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるような変更をした上で請負契約を締結した場合に国土交通大臣等の勧告の対象となる当該請負契約について、当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限は、五百万円とする。ただし、当該請負契約に係る建設工事が建築一式工事である場合においては、千五百万円とする。（第六条の二関係）

2　その他所要の改正を行う。

3　施行期日

この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月十二日）から施行する。（附則関係）

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十号）（財務省）

1　交通用具使用者の通勤手当についての所得税の一月当たり非課税限度額を次のとおり引き上げる。（第二十条の二関係）

項　目	改正後	改正前
(1)　通勤距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満の者	七千三百円	七千百円
(2)　通勤距離が片道十五キロメートル以上二十五キロメートル未満の者	一万三千五百円	一万二千九百円
(3)　通勤距離が片道二十五キロメートル以上三十五キロメートル未満の者	一万九千七百円	一万八千七百円
(4)　通勤距離が片道三十五キロメートル以上四十五キロメートル未満の者	二万五千九百円	二万四千四百円